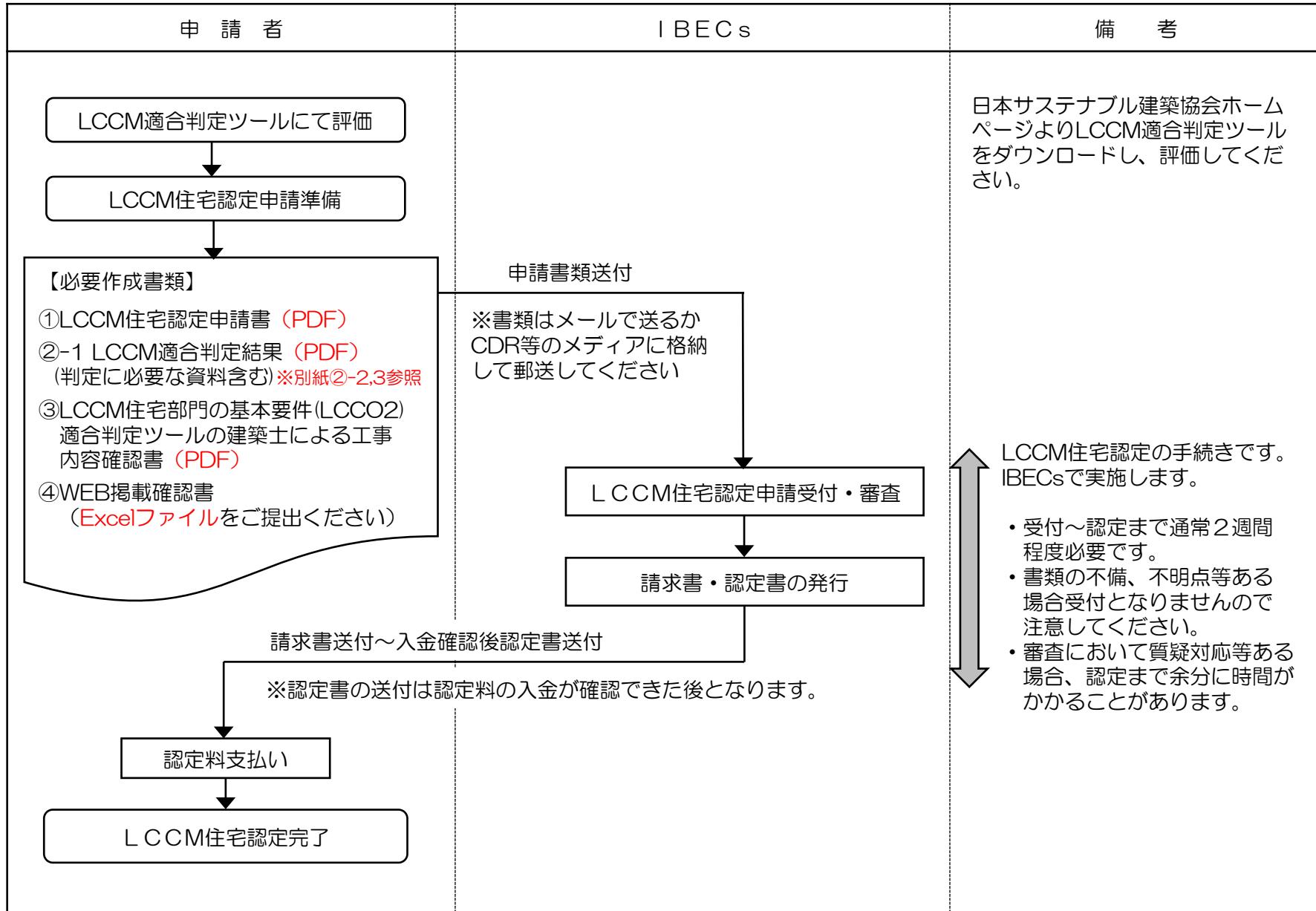


# ■ LCCM住宅認定フロー（LCCM適合判定ルート）

2026.01.05改訂



②-2 基本的な設計図書等 ※②-2、②-3共に、建築確認申請等に使用した図書等の流用で構いません。

1. 配置図（南北関係が判るもの）
2. 各階平面図（床面積求積図等があるもの）
3. 立面図（屋根葺材等、PVモジュールの配置状況が判るもの。屋根伏図等でもよい）
4. 仕様表等（構造種別、外壁材、屋根材（防水層）の仕様が判るもの。矩計図、製品カタログ等でもよい）
5. 一次エネルギー消費量計算結果(住宅版)とその入力根拠（入力根拠は少なくとも次の2点をご提出ください）
  - ・太陽光発電設備に関する資料（PVモジュールの規格および屋根設置条件、パワーコンディショナーの規格など）
  - ・外皮性能に関する資料（断熱材・外部建具の仕様書など）

②-3 次の資料については、適合判定ツール「2）計算条件」の採用状況に応じて提出してください

- ・長期優良住宅認定通知書（申請に添付した図面等の提出は不要。申請中の場合は、申請書の控え等を提出）
- ・品確法「3-1劣化対策等級（構造躯体等）」の等級を示す資料（長期優良住宅認定を取得していない場合）
- ・構造躯体におけるCO<sub>2</sub>削減対策の実施を確認できる資料（仕様表、出荷証明書など）
- ・外壁材、屋根材における加点条件の内容への対応を確認できる資料（矩計図、製品カタログ、仕様書など）
- ・維持管理の計画・体制についての取組みを説明する資料（長期優良住宅認定を取得していない場合）
- ・節水型トイレのJIS規格適合等を証明する資料（製品カタログ、仕様書など）
- ・節水水栓を証明する資料（一次エネルギー消費量計算で給湯設備・水栓に節湯水栓を採用した場合は省略可）
- ・食器洗浄機への給湯配管の資料（キッチンの納入仕様図書、食洗器の施工説明図、給湯配管計画図など）

●各資料の詳しい内容については「適合判定ツール入力マニュアル」にて一部ご確認いただけます。

# ■ LCCM住宅認定フロー (CASBEE戸建評価認証によるルート)

2022.06.30改訂

